

# 資料編



## 1 施設整備予定地の選定経過

### (1) 第1次選定について

#### ア 施設整備の回避地域の設定

第1次選定として、施設の建設を避けるべき地域（回避地域）を抽出し、立地回避図（ネガティブマップ）を作成しました。

ここでは、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2006年改訂版）（（社）全国都市清掃会議）」、「函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱（平成14年4月制定，平成23年4月改訂）」等を参考に設定しました。

#### イ 立地規制に係る法律等の整理

次に、土地利用規制に係る関係法令等を表30のとおり整理しました。

表30 立地規制に係る主な法律等

法律等の名称	
1	土地利用計画関係
	建築基準法
	都市計画法
	国土利用計画法
	農地法
	農業振興地域の整備に関する法律
	都市公園法
	宅地造成等規制法
	航空法
	文化財保護法
	港湾法
	海岸法
	北海道水資源の保全に関する条例
	函館市都市計画法施行条例
	函館圏都市計画特別工業地区内の建築制限に関する条例
	函館市地域体育施設条例
	函館市墓地条例
	函館市文化財保護条例
2	防災関係
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	津波防災地域づくりに関する法律

3	自然環境保全関係
	自然公園法
	森林法
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	都市緑地法
	北海道自然環境等保全条例
4	函館市緑化条例
	廃棄物処理施設整備関係
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	大気汚染防止法
	水質汚濁防止法
	騒音規制法
	振動規制法
	悪臭防止法
下水道法	

### (イ) 都市計画区域における回避地域の設定

回避地域については、立地規制に係る主な法律等に基づき、「土地利用計画との整合性」、「防災面への配慮」、「自然環境の保全」を基本として、表31ののとおり設定しました。(P45 図9参照)

表31 回避地域

番号	根拠法等	回避施設または地域	区分	回避すべき理由
1	都市計画法 建築基準法	工業系以外の用途地域	土地利用	用途地域により建築物の用途や規模等の規制がある。なお、「都市計画運用指針」においては、ごみ焼却場の位置について、工業系の用途地域に設置することが望ましいとされている。
2	都市計画法 函館市都市計画法施行条例 函館市開発審査会付議基準	新旧50戸連たん地域、亀尾地区・函館空港南地区、東山別荘地区、石川新道沿道地区、外環状線沿道西桔梗地区、空港通・空港ターミナル沿道地区	土地利用	市街化調整区域として都市計画が決定される以前から集落が形成されていた地域および条例で指定した地域で建築物等の制限がある地域である。
3	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	土地利用	集団的に存在する農地等で農用地区域として設定された農地は、将来にわたって農業のために利用していく土地として、農地以外の利用が厳しく制限されている。
4	航空法	制限表面（進入表面、水平表面）	土地利用	航空機の航行の安全等を図るため、建物等の高さが制限されている地域である。
5	北海道水資源の保全に関する条例	水資源保全地域	土地利用	森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図るため、水源の周辺における森林の特性に応じて、森林法に基づく保安林制度の活用等の措置を講ずることとされている。
6	都市計画法 都市公園法	公園・緑地等	土地利用・ 自然環境	市民が身近に親しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場等として保全すべき地域である。



7	(国土交通省の要請による北海道の調査)	急傾斜地崩壊危険箇所	防災	土石流や急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある箇所であり、建設地として避ける必要がある。
8		土石流危険渓流	防災	
9	森林法	保安林	防災・ 自然環境	水源の涵養，災害の防備等の目的に沿った森林の機能を確保するため，立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている。
10	森林法 国土利用計画法	森林地域	自然環境	水資源の確保，災害防止，休養の場，木材の供給など，森林の有する諸機能の維持増進を図る必要があり，大量の樹木の伐採は避ける必要がある。
11	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	自然環境	一定の開発行為が規制されるなど，鳥獣保護の見地から環境保全が必要な地域である。
12	北海道自然環境等保全条例	北海道自然環境等保全条例に基づき指定した区域	自然環境	環境緑地として維持等が必要な地区および森林等所在する地域のうち，良好な自然景観地として保護することが必要な地区である。

※区分欄：土地利用計画との整合性→土地利用 防災面への配慮→防災 自然環境の保全→自然環境  
 ※自然公園法に基づく自然公園区域，国有林，道有林は都市計画区域内にはない。

## (2) 第2次選定について

### ア 基本条件の設定

第2次選定では，候補地を段階的に絞り込み，第3次選定で評価する候補地を選定するため，基本条件を以下のとおりとしました。

#### (7) 候補地の面積

他都市等の施設の実績に基づく検討結果から，施設整備に係る最小限の面積について，焼却施設単独の場合は 12,000m<sup>2</sup>，破砕選別施設を併設する場合は 17,000m<sup>2</sup>と算定されます。

そこで，12,000m<sup>2</sup>以上確保できる箇所を候補地の基本条件としました。

#### (4) 現在地（日乃出清掃工場）

現在地における日乃出清掃工場の建物を活用した抜本的なプラント改修の可能性について検討することとし，現在地についても候補地として扱いました。

### イ 候補地のリストアップ（10か所程度）

#### (7) 候補地の抽出

候補地の抽出にあたっては，以下の条件を前提に，ネガティブマップで示した回避地域以外の地域を対象として抽出した結果，表32のとおり21か所となりました。（P47 図10参照）

- ・国道，道道および都市計画道路（整備予定を含む）から概ね2km以内の地域
- ・市有地（未利用地（平成28年9月末現在））
- ・民有地等（国，道，民間の未利用地（平成28年9月末現在））

表 32 抽出候補地一覧

候補地	所在地	候補地面積 (m <sup>2</sup> )	候補地概要	備考
①		約28,000	市街化区域 (工業系用途地域), 民有地	
②		約18,000	市街化区域 (工業系用途地域), 市有地	
③		約33,000	市街化調整区域, 民有地	北部地区
④		約39,000	市街化調整区域, 民有地	北部地区
⑤		約19,000	市街化調整区域, 民有地	北部地区
⑥		約17,000	市街化調整区域, 民有地	北部地区
⑦		約23,000	市街化調整区域, 民有地	北東部地区
⑧		約17,000	市街化調整区域, 民有地	北部地区
⑨		約20,000	市街化調整区域, 民有地	北東部地区
⑩		約22,000	市街化調整区域, 民有地	北東部地区
⑪		約17,000	市街化調整区域, 民有地	北東部地区
⑫		約26,000	市街化調整区域, 民有地	北東部地区
⑬		約21,000	市街化調整区域, 民有地	北東部地区
⑭		約27,000	市街化調整区域, 民有地	東央部地区
⑮		約22,000	市街化調整区域, 民有地	東央部地区
⑯		約17,000	市街化調整区域, 民有地	東央部地区
⑰		約12,000	市街化調整区域, 民有地	東央部地区
⑱		約29,000	市街化調整区域, 民有地	東央部地区
⑲		約20,000	市街化調整区域, 民有地	東央部地区
⑳		約35,000	市街化調整区域, 民有地	東央部地区
㉑		約39,000	市街化調整区域, 民有地	東央部地区

候補地	所在地	候補地面積 (m <sup>2</sup> )	候補地概要	備考
現在地	日乃出町	約9,200	市街化区域 (準工業地域), 現施設設置地	

※ 備考欄の地区区分は,「函館市都市計画マスタープラン (平成 23 年度作成)」による。

## (イ) 候補地の除外

抽出した候補地から地形、地質等の要件を考慮して施設整備に適さない候補地を除外しました。

除外にあたっての判定基準は、各要件に基準値等を設定し、当該値等を満たさない候補地を除外しました。

### a 除外要件

#### (a) 地形、地質

- ・地形：土地の高低差が大きいと造成による面積の縮小、事業費の増加が想定されることから、高低差が20m程度以上の候補地を除外  
　　>判定基準 土地の高低差が20m程度以上
- ・地質：泥炭等の軟弱地盤は、建築物の基礎処理はもとより舗装等に対しても大規模な沈下対策等が想定され、多額の事業費の増加が見込まれることから、建設候補地として除外  
　　>判定基準 泥炭等の軟弱地盤の有無

#### (b) 周知の埋蔵文化財包蔵地

- ・地域の歴史を継承していくため、周知の埋蔵文化財包蔵地が有る土地を除外  
　　>判定基準 周知の埋蔵文化財包蔵地の有無（近接含む）

以上により、リストアップする候補地は、①～⑤、⑨～⑫、⑭、⑯、⑳、㉑の計13か所および現在地としました。

各候補地は、表33のとおりとなりました。（P49 図11参照）

表 33 リストアップ候補地一覧

候補地	所在地	候補地面積 (m <sup>2</sup> )	候補地概要	備考
①		約28,000 (平坦)	工業系用途地域, 民有地	
②		約18,000 (平坦)	工業系用途地域, 市有地	
③		約33,000 (平坦)	市街化調整区域, 民有地	北部地区
④		約39,000 (平坦)	市街化調整区域, 民有地	北部地区
⑤		約19,000 (平坦)	市街化調整区域, 民有地	北部地区
⑨		約20,000 (一部沢形状, 高低差10m程度)	市街化調整区域, 民有地	北東部地区
⑩		約22,000 (平坦)	市街化調整区域, 民有地	北東部地区
⑪		約17,000 (傾斜地, 高低差10m程度)	市街化調整区域, 民有地	北東部地区
⑫		約26,000 (平坦)	市街化調整区域, 民有地	北東部地区
⑭		約27,000 (傾斜地, 高低差10m程度)	市街化調整区域, 民有地	東央部地区
⑯		約17,000 (平坦)	市街化調整区域, 民有地	東央部地区
⑳		約35,000 (傾斜地, 高低差10m程度)	市街化調整区域, 民有地	東央部地区
㉑		約39,000 (傾斜地, 高低差10m程度)	市街化調整区域, 民有地	東央部地区
現在地	日乃出町	約9,200 (平坦)	準工業地域, 現施設設置地	

※ 備考欄の地域区分は、「函館市都市計画マスタープラン（平成23年度作成）」による。

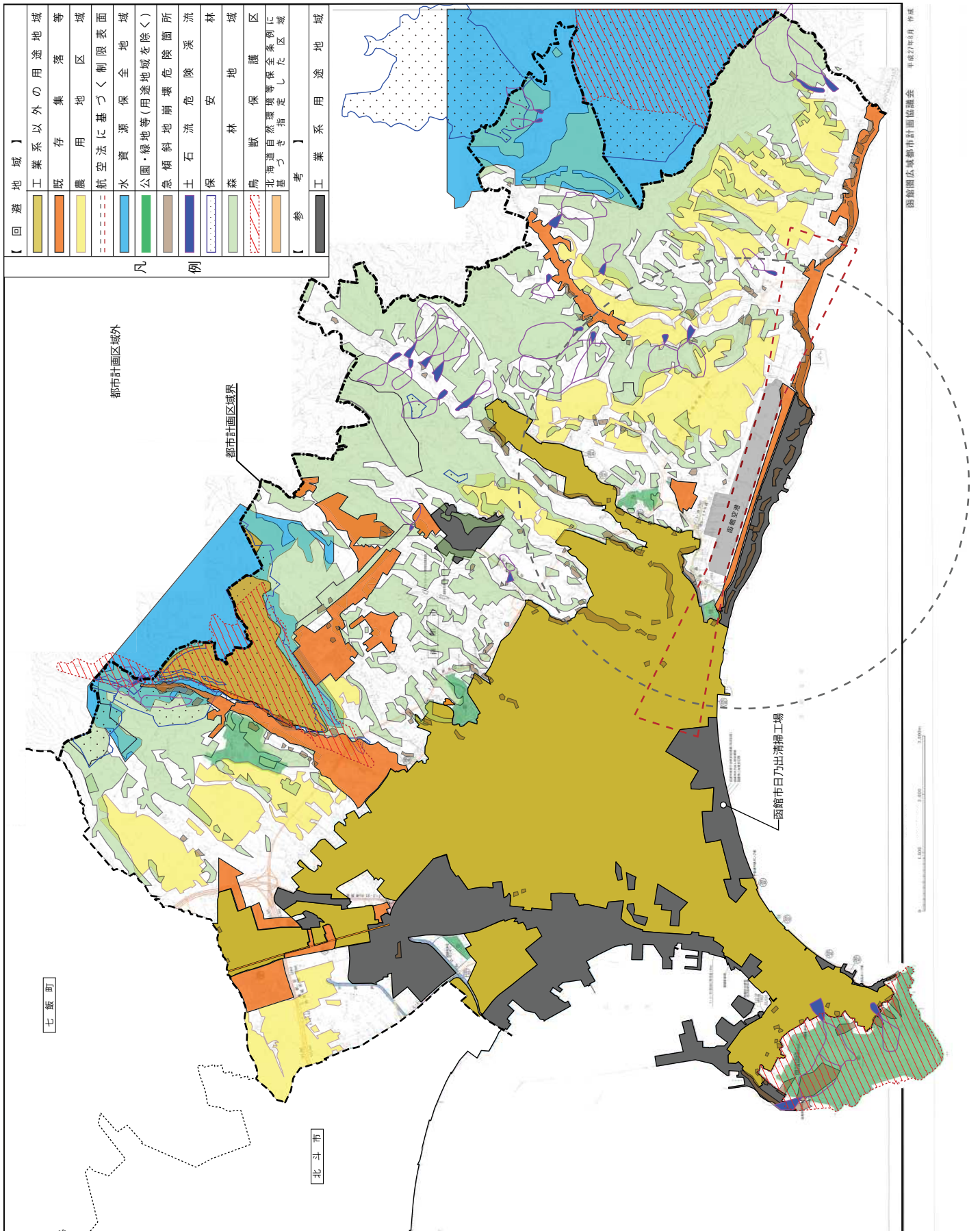
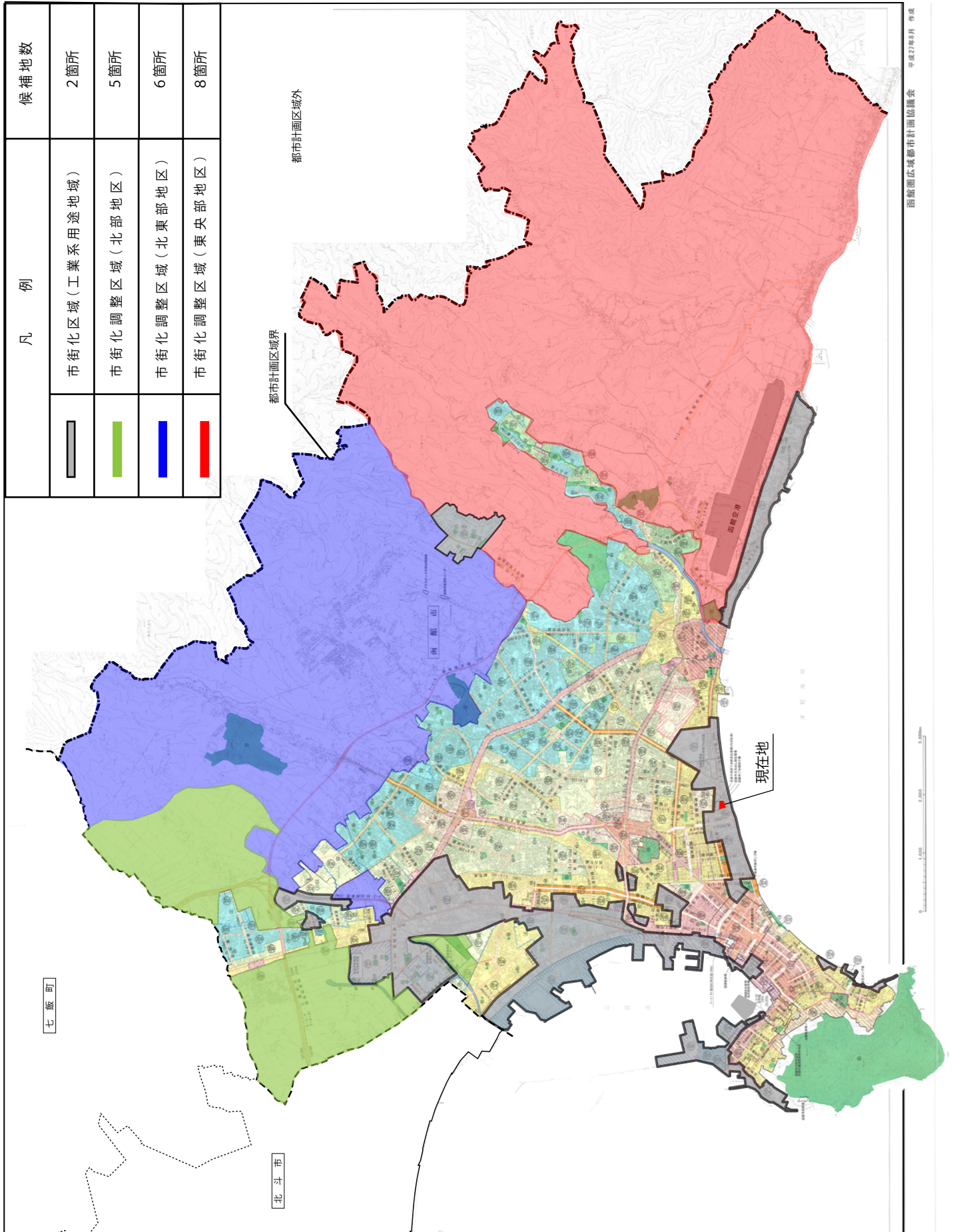


図9 第1次選定 立地回避図（ネガティブマップ）











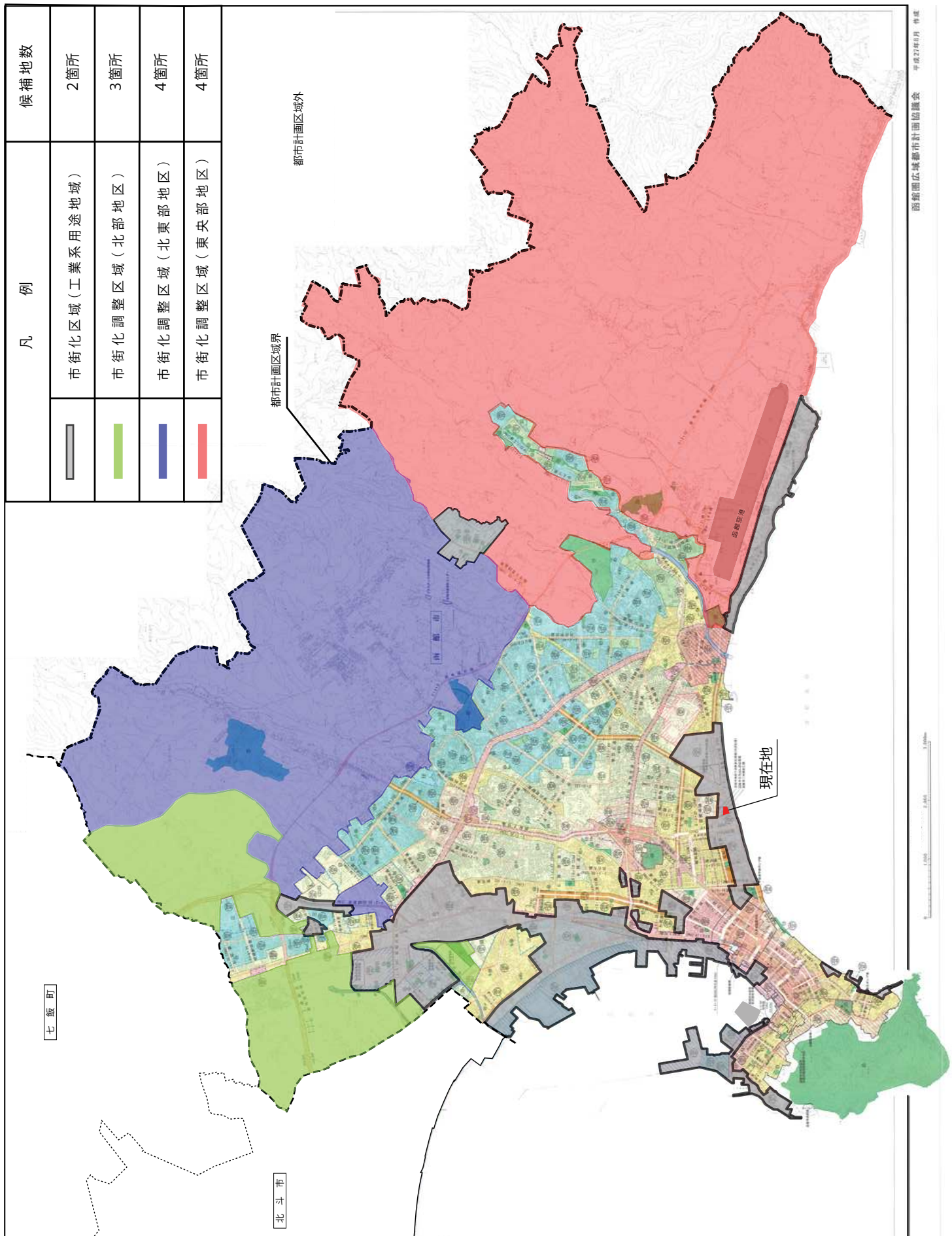


図 11 第 2 次選定 候補地のリストアップ

※公開用として別途調製



## 2 平成26-28年度 現施設の排ガス状況

区分		ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	硫黄酸化物 (ppm)	窒素 酸化物 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> )	塩化 水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	
基準値		(0.04)	(1,500)	(250)	(700)	(1・2号炉 0.1)	(3号炉 1)
平成26年度	4月	<0.01	3	130	25	—	—
	5月	<0.01	6	160	56	—	—
	6月	0.01	2	170	190	—	—
	7月	<0.01	7	110	14	—	—
	8月	<0.01	6	140	<10	0.0027	0.00013
	9月	<0.01	12	100	98	—	—
	10月	<0.01	7	95	63	—	—
	11月	<0.01	6	100	<10	—	—
	12月	<0.01	6	100	67	—	—
	1月	<0.01	<1	160	18	—	—
	2月	<0.01	<1	110	44	—	—
	3月	<0.01	<1	120	110	—	—
平成27年度	4月	<0.01	33	98	240	—	—
	5月	<0.01	9	130	68	—	—
	6月	<0.01	12	100	82	—	—
	7月	—	—	—	—	—	—
	8月	<0.01	3	160	58	0.00035	0.0024
	9月	<0.01	<1	110	63	—	—
	10月	<0.01	<1	120	78	—	—
	11月	<0.01	<1	84	94	—	—
	12月	<0.01	9	100	49	—	—
	1月	<0.01	8	110	15	—	—
	2月	—	—	—	—	—	—
	3月	<0.01	12	120	28	—	—
平成28年度	4月	<0.01	15	170	62	—	—
	5月	<0.01	23	100	41	—	—
	6月	—	—	—	—	—	—
	7月	<0.01	7	130	18	—	—
	8月	—	—	—	—	0.0031	0.0001
	9月	<0.01	3	96	33	—	—
	10月	<0.01	12	150	37	—	—
	11月	<0.01	12	100	23	—	—
	12月	—	—	—	—	—	—
	1月	<0.01	2	120	<10	—	—
	2月	<0.01	9	110	<10	—	—
	3月	—	—	—	—	—	—

### 3 函館市下水排除基準

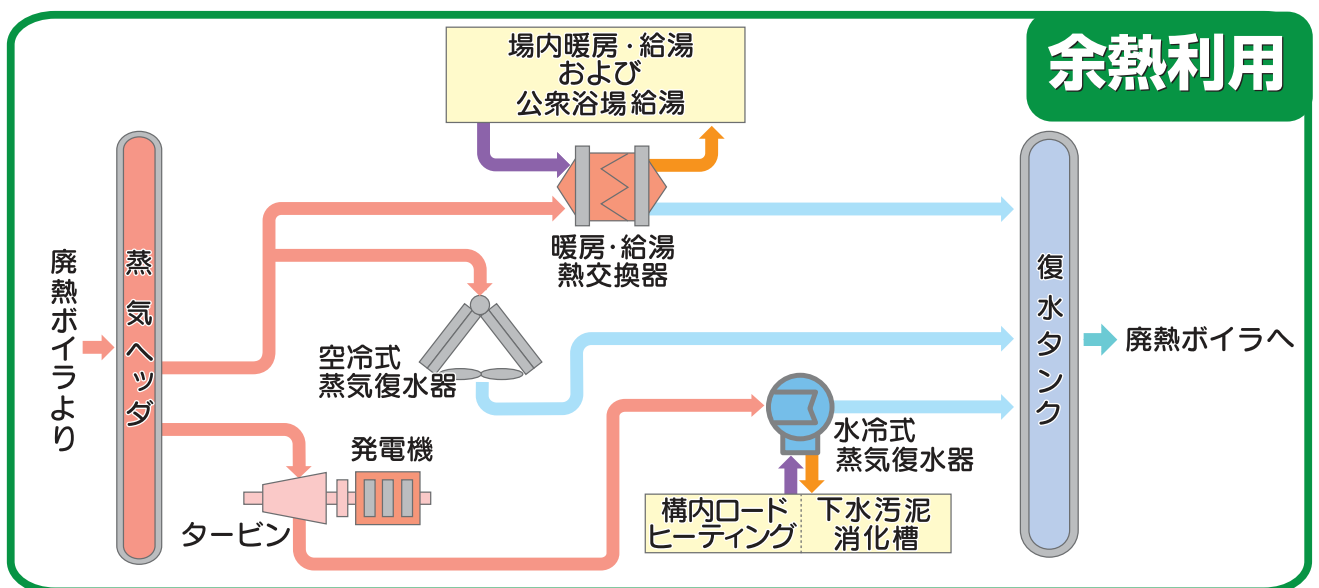
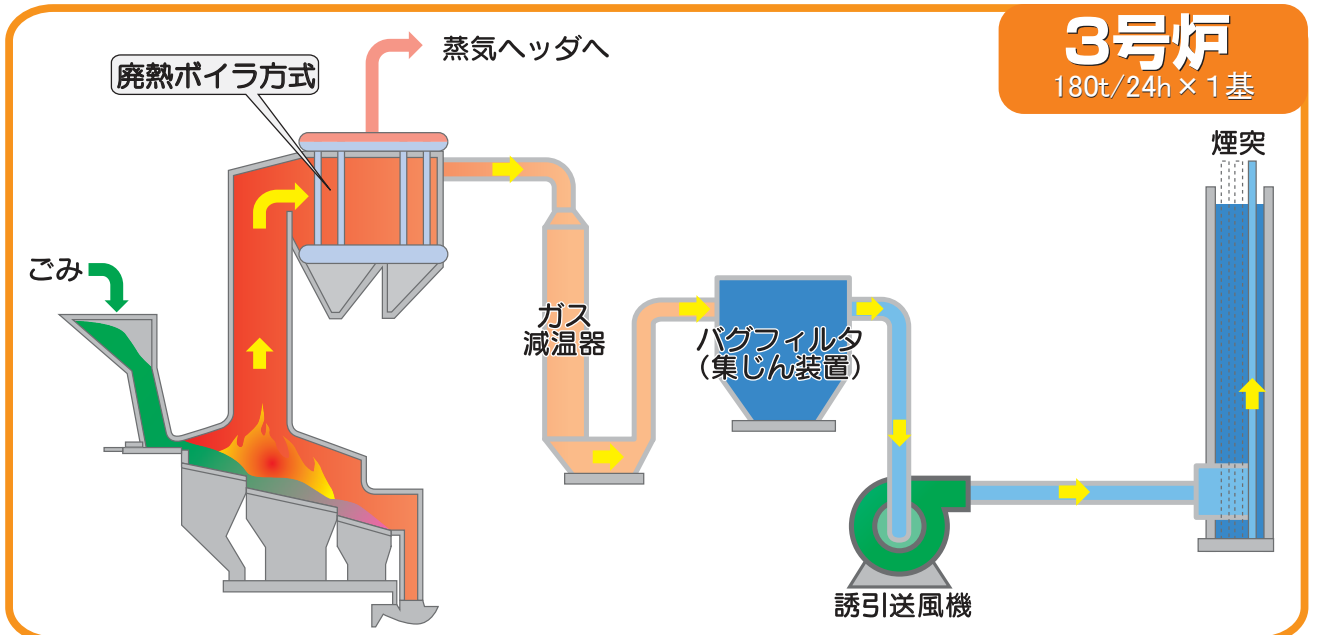
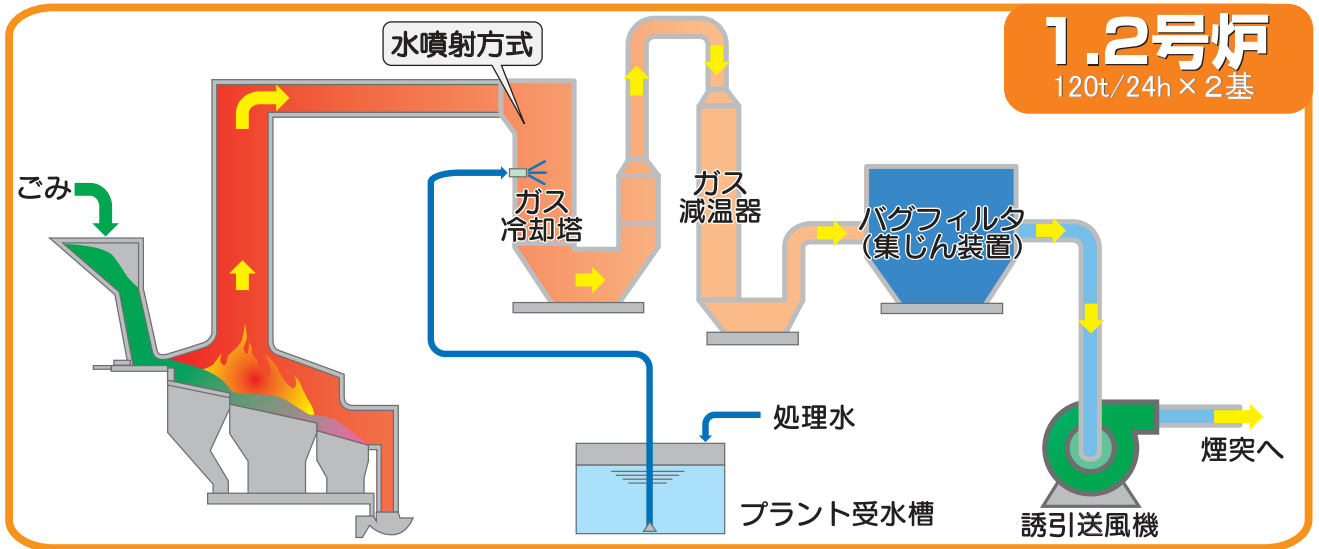
水質項目	排除基準	
水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満	
浮遊物質量 (SS)	1 リットルにつき 600 ミリグラム未満	
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム以下	
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム以下	
有機リン化合物	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム以下	
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム以下	
ひ素及びその化合物	1 リットルにつきひ素 0.1 ミリグラム以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下	
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム以下	
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下	
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	
チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下	
シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下	
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下	
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム以下	
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 230 ミリグラム以下	
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 15 ミリグラム以下	
1,4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム以下	
フェノール類	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下	
銅及びその化合物	1 リットルにつき銅 3 ミリグラム以下	
亜鉛及びその化合物	1 リットルにつき亜鉛 2 ミリグラム以下	
鉄及びその化合物 (溶解性)	1 リットルにつき鉄 10 ミリグラム以下	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	1 リットルにつきマンガン 10 ミリグラム以下	
クロム及びその化合物	1 リットルにつきクロム 2 ミリグラム以下	
ダイオキシン類	1 リットルにつき 10 pg-TEQ 以下	
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1 リットルにつき 380 ミリグラム未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	動植物油脂類含有量	1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
	鉱油類含有量	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
温度	45 度未満	
ヨウ素消費量	1 リットルにつき 220 ミリグラム未満	

#### 4 悪臭防止法による規制基準

特定悪臭物質	基準値 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001



## 5 日乃出清掃工場の燃焼ガス冷却設備







## 6 焼却施設の事業方式

年度	都道府県	設置主体	PFI	DBO	公設 公営	規模	方式
H24	北海道	岩見沢市			●	100	ストーカ
	岩手県	岩手中部広域行政組合		●		211	ストーカ
	埼玉県	東埼玉資源環境組合 (第二工場ごみ処理施設)		●		297	ガス化溶融(シャフト)
	埼玉県	ふじみ野市・三芳町		●		142	ストーカ
	千葉県	船橋市(北部清掃工場)		●		381	ストーカ
	東京都	東京二十三区清掃一部事務組合 (杉並工場)			●	600	ストーカ
	神奈川県	横須賀市			●	360	ストーカ
	山梨県	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合		●		369	ガス化溶融(流動床)
	三重県	四日市市		●		336	ガス化溶融(シャフト)
	大阪府	東大阪都市清掃施設組合(第五工場)			●	400	ストーカ
	兵庫県	神戸市		DBM		600	ストーカ
	和歌山県	紀の海広域施設組合			●	135	ストーカ
	岡山県	津山圏域資源循環施設組合		●		128	ストーカ
	山口県	萩・長門清掃一部事務組合		●		104	ストーカ
	福岡県	久留米市		●		163	ストーカ
佐賀県	西部広域環境組合			●	205	ガス化溶融(シャフト)	
H25	宮城県	仙南地域広域行政事務組合		●		200	ガス化溶融(流動床)
	東京都	武蔵野市		●		120	ストーカ
	兵庫県	北但行政事務組合		●		142	ストーカ
	山口県	下関市			●	170	ストーカ
	愛媛県	今治市		●		174	ストーカ
	長崎県	長崎市		●		240	ストーカ
H26	宮城県	亘理名取共立衛生処理組合 (岩沼東部環境センター)			●	157	ストーカ
	山形県	山形広域環境事務組合(立谷川)		●		150	ガス化溶融(流動床)
	群馬県	館林衛生施設組合			●	100	ストーカ
	新潟県	上越市		●		170	ストーカ
	長野県	湖周行政事務組合		●		110	ストーカ
	滋賀県	草津市			●	127	ストーカ
	京都府	城南衛生管理組合		●		115	ストーカ
	大阪府	寝屋川市			●	200	ストーカ
	大阪府	高槻市			●	150	ストーカ
	大阪府	四条畷市交野市清掃施設組合			●	125	ストーカ
	奈良県	やまと広域環境衛生事務組合			●	120	ストーカ
	高知県	香南清掃組合			●	120	ストーカ
熊本県	八代市		●		134	ストーカ	

年度	都道府県	設置主体	PFI	DBO	公設 公営	規模	方式
H27	山形県	山形広域環境事務組合(川口)		●		150	ガス化溶融(流動床)
	茨城県	水戸市		●		330	ストーカ
	千葉県	船橋市(南部清掃工場)		●		339	ストーカ
	神奈川県	高座清掃施設組合		●		245	ストーカ
	石川県	小松市		●		110	ストーカ
	長野県	長野広域連合(A焼却施設)		●		405	ストーカ
	長野県	上伊那広域連合		●		118	ガス化溶融(流動床)
	愛知県	名古屋市(北名古屋工場)	BTO			660	ガス化溶融(シャフト)
	愛知県	東部知多衛生組合			●	200	ガス化溶融(シャフト)
	愛媛県	宇和島地区広域事務組合			●	120	ストーカ
	山口県	岩国市		●		160	ストーカ
	H28	栃木県	宇都宮市			●	190
栃木県		塩谷広域行政組合			●	114	ストーカ
東京都		町田市		●		258	ストーカ
東京都		浅川清流環境組合		●		228	ストーカ
長野県		佐久市・北佐久郡環境施設組合		●		110	ストーカ
静岡県		富士市		●		250	ストーカ
滋賀県		大津市		●		175	ストーカ
兵庫県		高砂市		●		429	ストーカ
広島県		広島中央環境衛生組合		●		285	ガス化溶融(シャフト)
広島県		廿日市市		●		150	ガス化溶融(流動床)
長崎県		佐世保市		●		110	ストーカ

※ 施設規模100t/日以上を抽出。

自治体やメーカーのホームページを参照しているため、事業全てを網羅したものではない。

## 7 函館市廃棄物処理施設整備技術検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市の廃棄物処理施設の整備にあたり、技術的な課題について専門的な立場で検討するため、函館市廃棄物処理施設整備技術検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討協議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 焼却処理施設の処理方式等に関すること
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、廃棄物処理等に関する専門的な知識を有する学識経験者のうちから市長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が指名した日から委員会の検討協議が終了し、市長に報告した日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、委員の都合により会議を開催することが困難であると認めるときは、検討協議に係る書面を各委員の所在する場所に持ち回る書面会議の方法により検討協議し、会議の開催に代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部環境推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

## 8 函館市廃棄物処理施設整備技術検討委員会委員名簿

氏名	所属
あさき ようすけ 浅木 洋祐	国立大学法人 北海道教育大学函館校 国際地域学科 准教授
あらい きくお 荒井 喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部 部長
さとう こうせい 佐藤 幸世	一般財団法人 日本環境衛生センター 環境工学部 部長
◎さわむら しゅうじ ◎澤村 秀治	独立行政法人 国立高等専門学校機構 函館工業高等専門学校 社会基盤工学科 教授
よしだ ひでき 吉田 英樹	国立大学法人 室蘭工業大学 大学院工学研究科 准教授

◎：委員長

(敬称略，五十音順)

## 9 函館市廃棄物処理施設整備技術検討委員会開催経過

回数	開催日	事項
第1回	平成27年 9月25日 (金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長の選出について</li> <li>2 委員会の運営等について</li> <li>3 本市のごみ処理施設整備に係る基本的な考え方について</li> <li>4 燃やせるごみの処理方式について</li> </ol>
第2回	平成27年10月30日 (金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 検討にあたっての基本条件の整理について</li> <li>2 比較検討対象とする処理方式の整理について</li> <li>3 評価項目、配点基準について</li> <li>4 プラントメーカーへの照会事項の整理について</li> </ol>
第3回	平成27年12月17日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 プラントメーカーからの回答結果について</li> <li>2 処理方式の比較・評価について</li> </ol>
第4回	平成28年 1月28日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 処理方式の検討結果について</li> <li>2 焼却炉の炉数について</li> <li>3 環境保全対策の検討について</li> <li>4 エネルギー利用方策の検討について</li> <li>5 破碎選別処理施設の整備について</li> </ol>
第5回	平成28年 2月29日 (月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 函館市廃棄物処理施設整備技術検討報告書(案)について</li> </ol>

## 10 函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市廃棄物処理施設整備基本計画(以下「基本計画」という。)の策定にあたり、広く意見を得て論議を深めるため、函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 新たな廃棄物処理施設の処理方式、施設規模等施設整備の基本事項に関すること
- (2) 新たな廃棄物処理施設の整備予定地の選定に関すること
- (3) 新たな廃棄物処理施設に係る環境保全対策、エネルギー利用方策等に関すること
- (4) その他基本計画の策定のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 廃棄物処理等に関する学識経験者
- (2) 住民団体関係者
- (3) 経済団体関係者
- (4) 環境団体関係者
- (5) 公募により選出された者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が指名した日から委員会の検討協議が終了し、市長に報告した日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部環境推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行する。



## 11 函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属
廃棄物処理等に関する 学識経験者	あさき ようすけ ○浅木 洋祐	国立大学法人 北海道教育大学函館校 国際地域学科 准教授
	あらい きくお 荒井 喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
	きくち ゆきえ 菊池 幸恵	独立行政法人 国立高等専門学校機構 函館工業高等専門学校 社会基盤工学科 准教授
	さわむら しゅうじ ◎澤村 秀治	独立行政法人 国立高等専門学校機構 函館工業高等専門学校 社会基盤工学科 教授
住民団体関係者	おぬき きょうや 小貫 恭也	特定非営利活動法人 函館消費者協会 常務理事
	むらばやし しょうじ 村林 捷司	函館市町会連合会 環境部副部長
経済団体関係者	たけうち まさゆき 竹内 正幸	函館商工会議所 事務局長
環境団体関係者	やまもと まさこ 山本 正子	函館の環境を考える会 会長
公募により選出された者	ちくた たかこ 築田 敬子	

◎：委員長，○：副委員長

(敬称略，学識経験者，住民団体関係者は五十音順)

## 12 函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会開催経過

回数	開催日	事項
第1回	平成28年 8月29日 (月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長の選出について</li> <li>2 委員会の運営等について</li> <li>3 新たな廃棄物処理施設の整備について</li> <li>4 函館市廃棄物処理施設整備技術検討報告書について</li> </ol>
第2回	平成28年 9月23日 (金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日乃出清掃工場の見学について</li> <li>2 ごみ処理施設の基本事項の設定について</li> <li>3 施設整備予定地選定の進め方について</li> <li>4 青森市清掃工場の調査について</li> </ol>
第3回	平成28年10月24日 (月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 青森市清掃工場の調査について</li> </ol>
第4回	平成28年11月28日 (月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 青森市清掃工場の調査報告について</li> <li>2 施設整備予定地の第1次選定について</li> <li>3 施設整備予定地の第2次選定の進め方について</li> </ol>
第5回	平成29年 1月24日 (火)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設整備予定地の第2次選定について</li> <li>2 今後の検討の進め方について</li> </ol>
第6回	平成29年 3月23日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たな焼却施設の整備方式について</li> </ol>
第7回	平成29年 4月25日 (火)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たな焼却施設の整備方式について</li> <li>2 今後の検討事項について</li> </ol>
第8回	平成29年 6月12日 (月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境保全対策について</li> <li>2 エネルギー利用方策について</li> <li>3 生活環境影響調査について</li> </ol>
第9回	平成29年 7月24日 (月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業手法等について</li> <li>2 周知, 啓発等について</li> <li>3 その他のごみ処理施設について</li> </ol>
第10回	平成29年 8月30日 (水)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 検討結果のとりまとめについて</li> </ol>